

第5章 計画の推進

第1章 健康増進に向けた取組の推進

1, 活動展開の視点

健康増進法は、第2条において各個人が生活習慣への関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚して生涯にわたって健康増進に努めなければならないことを国民の「責務」とし、第8条において自治体はその取組みを支援するものとして、計画化への努力を義務づけています。

町民の健康増進を図ることは、高齢化が進んでいる矢祭町にとっても、町民一人ひとりにとっても重要な課題です。したがって、健康増進政策を本町の重要な行政施策として位置づけ、第3次(2025~2035)健康矢祭21の推進においては、町民の健康に関する各種指標を活用し、取組みを推進していきます。

取組みの基本は、個人の心身(健診結果)をよく見ていくことです。一人ひとりの心身は、過去の歴史や社会背景、本人の価値観によって作り上げられて来ているため、それぞれの心身の問題解決は、一人ひとりの生活の状態や能力、ライフステージに応じた主体的な取組を重視して、健康増進を図ることが基本となります。

町は、個人の生活習慣や価値観の形成の背景となる家族や地域の習慣や特徴等、共通の実態把握に努めながら、地域の健康課題に対し、町民と共に取組みを考え合うことによって個々の気づきが深まり、健康実現に向かう地域づくりができる地域活動を目指します。

2, 関係機関との連携

ライフステージに応じた健康増進の取組を進めるにあっては、事業の効率的な実施を図る観点から、多様な分野における健康増進事業実施者との連携が必要です。

まずは本町内の健康増進関係課との連携を図ります。また、町民の生涯を通じた健康の実現を目指し、町民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を支援していくために、

医師会や歯科医師会などに加え、関係機関や関係団体、行政等が協働して進めていきます。

第2章 健康増進を担う人材の資質の向上

保健師・管理栄養士等は、ライフステージに応じた健康増進を推進していくために、健康状態を見る上で最も基本的なデータである健診データを見つけていく存在です。

本町の地域の背景を含めた健康事態と特徴を明確化し、地域特有の文化や食習慣と関連づけた解決可能な健康課題を抽出し、町民の健康増進に関する施策を推進するためには、資質の向上が不可欠です。保健師・管理栄養士等の専門職は、最新の科学的知見に基づく研修や学習会に積極的に参加して自己研鑽に努め、効果的な保健活動が展開できるよう資質の向上に努めます。

また、健康増進を担う人材を計画的に確保出来るよう庁舎全体で実現に向けて取組んでいきます。